ISSN 1882-2460

農中総研 調査と情報

2009.9（第14号）

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

増加する大企業の農業参入 ―その背景と戦略― …… 2
動物福祉と畜産規制 ―米国と豪州の２事例にみる動物愛護団体の運動― …… 4

● 経済・金融 ●

雇用悪化の底入れはまだ先 …… 6
10 年を経過した PFI 事業とＪＡ …… 8

■ 寄　稿 ■

タイにおける日系企業の契約農業と農民 ……10
（タマサート大学政治学部 准教授　シリポン・ワチャワルク）

■ 現地ルポルタージュ ■

産業振興と教育振興の同時実現を目指して ―沖縄県島尻郡南大東村― ……12
新しい「結」を目指して ―滋賀県甲賀市（有）共同ファームの取組み― ……14

■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー ……16

■ あぜみち ■

農商工連携事業とＪＡ氷見市の役割 ……18
（ＪＡ氷見市 総合企画部長 田上 政輝）

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所

増加する大企業の農業参入

―その背景と戦略―

主任研究員　室屋有宏

企業の農業参入は、これまで地場・中小企業の建設業や食品産業がほとんどで、大企業の参入は限られていた。しかし昨年以降、さまざまな業態で大企業の参入が増加している（第１表）。なかでも、流通業界を代表するイトーヨーカ堂とイオンが農業参入したことで、わが国の食・農の関係（フードシステム）にも大きな影響を与える可能性が生まれている。

以下では、大手流通の農業参入を中心に、その背景とねらいについて考えてみたい。

１　参入増加の背景

まず、なぜここにきて参入が増えたのだろうかという点である。大企業の農業参入は、農地法の適用を受けない畜産物などでは、企業の資本力、技術力の適用範囲が広いこともあり商社系を中心に参入が浸透していた。他方、青果物等の土地利用型農業では、農地法の制約以外にも、価格変動が激しいこと、また必ずしも企業的経営にコスト優位性がないこと等から、販売契約や契約生産に積極的であっても直接参入はまれであった。土地利用型農業の収益条件の厳しさに変化がないことは、参入で先行する地場・中小企業の多くが赤字経営にあることからも推察される。

こうしたなか大企業が土地利用型農業に参入してくる背景には、昨年以降、国民各層で高まる農業に対する関心や懸念が決定的に重要な要因となっていると考えられる。

地場・中小企業の場合、建設業では雇用確保、食品産業では商品の差別化などが主な動

第1表　大企業等の農業参入の流れ

参入時期	会社名	農業分野	内容
97年1月	オムロン	トマト	子会社が高品質トマト栽培（北海道千歳市）⇒3年後に撤退
97. 8	プロミス（創業者）	施設園芸、畜産等	神内ファーム21を北海道浦臼町に設立
98. 7	キユーピー	野菜	大規模植物工場TSファーム白河を稼動
98.10	キューサイ	青汁原料ケール	島根県等3ヶ所で生産法人設立
02. 4	ワタミフード	有機農産物	生産法人ワタミファームの広域農場運営
02. 6	サイゼリア	有機農産物	直営農場（生産法人）を福島県白河市に設立
03. 2	メルシャン	ワイン原料ブドウ	長野県丸子町に生産法人設立
03. 9	阪急百貨店	有機野菜	生産法人阪急泉南グリーンファームを設立、ハウス（40a）で有機栽培（ベビーリーフ、水菜等）
04.11	カゴメ	生食用トマト	ハイテク菜園、生産法人への出資と契約取引
06. 2	モスバーガー	トマト	生産法人設立、静岡、群馬県に農場
07. 1	マンズワイン	ワイン原料ブドウ	長野県上田市（1.7ha）、小諸市（3ha、08年4月参入）でリース方式で参入
08. 5	ドール	パプリカ	宮城県登米市で養液栽培施設、農地は市からのリース
08. 8	豊田通商	パプリカ	宮城県栗原市で養液栽培施設、生産法人設立
08. 8	イトーヨーカ堂	野菜、堆肥	千葉県富里市に生産法人設立。本年度、埼玉、神奈川に各2、茨城に1ヶ所法人を設立予定
08.10	JR東海	野菜	JR東海商事が愛知県内で09年度中にレタス等の水耕栽培をリース方式で参入検討
08.11	モンテローザ	水菜、サツマイモ等	茨城県牛久市にリース方式2haで参入、有機JAS認証を目指す
08. 7	東急ストア	野菜	社員2名を提携生産法人へ派遣、将来的には自社の法人設立も検討
09. 1	九電工	未定	南九州の休耕田利用、生産法人設立の意向を表明
09. 4	JR東日本	野菜	茨城県石岡市に「JAやさと」と生産法人設立（3ha）。体験農園・観光も視野に複数展開も検討
09. 6	生協ひろしま	野菜	JAと行政と連携して北部の遊休地を活用した生産法人設立（来年度予定）
09. 7	サッポロビール	ワイン原料ブドウ	子会社サッポロワイン（90%）と長野県池田町（10%）の出資、12haリース方式
09. 7	イオン	野菜	茨城県牛久市にリース方式2.6haで参入。今後、全国で農場展開し（3年間で10農場）、自社でPB野菜を販売

資料　新聞報道、プレスリリース等より筆者作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

機であり、それぞれの農業の事業領域も狭い。これに対し大手企業の参入では、農業を単に食材、原料の調達先とするのではなく、環境、文化、景観・アメニティ等を含む「農業・農村の多面的な価値」を企業活動の新たな領域として模索する動きがみられる。

大企業では事業領域も広く、大手流通であればグループ内サプライ・チェーンを活用した需給調節ができるという優位性がある。例えば、セブン＆アイ・ホールディングスは、イトーヨーカ堂だけでなくセブン・イレブン、西武・そごう、ディスカウント店(「ザ・プライス」)、外食のデニーズなどの多業態から構成されている。自社農場の農産物を業態・価格帯で切り分け販売し、かつ食品ロス、流通コストを大きく節約できる可能性がある。

大手流通といえども収益環境は厳しくなっており、これに対して国民の「農業観」の変化を背景に「地域・社会・環境」といった切り口を含め農業を自社ネットワークの内部に取り込み、サプライ・チェーンと共に「圃場から食卓へ」を消費者に訴求するバリュー・チェーンとの統合を図るメリットが増大している。

このような事業環境の変化を受け、かつては採算面から単体事業として困難とみられた大企業の農業参入は、「連結経営」の下で強みを発揮できる取組みへと転換したといえよう。大手流通のなかでも経営体力のある上位２社が、先行して農業参入したのはこうした市場変化を象徴的に物語っているようにみえる。

２　文化・生活型農業への進出も視野に

大手流通の農業参入のねらいは、第一には安全・安心への取組みとして通常のトレーサビリティを超えた関与を消費者にアピールする点にあろう。

第二の点は、農産物の調達ルートの確保である。国産農産物を求める消費者ニーズが高まるなかで、大手量販店・スーパー等が「取引から取組みへ」という形で大規模産地や法人の囲い込みを近年強めており、こうした動きのひとつとして直接参入が位置づけられる。

また物流・販路を持つ大手流通の直営農場の商品は、価格競争の武器となっている。イトーヨーカ堂の農産物は市価より２割程度安く販売されており、またイオンは「PB野菜」をコンセプトに２～３割安での販売を予定している。

第三の点としては、環境・食品リサイクル、農業体験・食育、CSRといった社会的、また文化・生活にかかわる取組みを消費者にアピールすることが、経営全体の視点からも重要となっている事情がある。

こうした視点から、近年人気が高まっている直売所や農家レストラン、農業テーマパークなどを含めた農業ビジネスへ大手流通が参入する可能性があろう。

３　地域・JAの主体的な関与が必要

今後、農業に立脚するメリットが大企業の間で次第に認識されるようになると、農業への参入や連携に弾みがつくと予想される。こうした動きに対して、地域・JAの側は、参入企業をどう地域に根ざした存在にしていくか、また地域社会・農業の発展にどう活用するかという基本戦略が不可欠となっている。

イトーヨーカ堂の参入では、JA・組合員との連携という形で相互にメリットを追及する関係が構築されている。しかし、多くの地域やJAでは企業参入について基本スタンスを持っていないのが実情であろう。企業参入を他所事と思わず、地域・JAの側からどう主体的に対処していくかという議論を練っておくことが重要であろう。

（むろや　ありひろ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

動物福祉と畜産規制

―米国と豪州の２事例にみる動物愛護団体の運動―

主任研究員　平澤明彦

１　はじめに

欧米先進国では動物福祉の運動が勢いを増しており、畜産業界と動物愛護団体の対立が生じている。本稿は現在問題となっている２つの事例を紹介する。

２　米国：家畜の監禁禁止

HSUS（米国動物愛護協会、Humane Society of the United States）は1954年に設立された米国最大の動物愛護団体であり、その規模は、会員数1,109万、職員数470名、年間歳入１億3,100万ドル（2008年、年次報告書による）である。

その使命はすべての動物にとって人道的で持続可能な世界を創造することであり、畜産に関しては、家畜の待遇改善と、屠畜・肉食の削減をうたっている（政策綱領による）。

HSUSは現在、繁殖母豚、肉用仔牛、採卵鶏(注１)が個体ごとに狭い囲いの中で飼養されており、身動きできないのは非人道的であるとして改善を求める運動を展開している。畜産大手や需要側の食品メーカー、レストランチェーン、小売など個別大手企業に働きかけて利用を廃止させているほか、州法による禁止にも取り組んでいる。

その結果、すでに米国の６州で法律による規制が実現した（第１表）。08年11月にカリフォルニア州の住民投票「提案２」で可決された家畜虐待阻止法は最も包括的であり、繁殖母豚、肉用仔牛、採卵鶏が「自由に回り、横になり、立ち上がり、四肢を完全に伸ばす」ことができるよう定めている。またコロラド州の農業界は正面対決を避け(注２)、採卵鶏の除外などHSUSの住民投票提案よりも穏やかな規制法を作る道を選んだ。

第１表　米国における家畜の監禁禁止

年月日	州	決定方法	実施年		
			繁殖母豚	肉用仔牛	採卵鶏
09.5.12	メイン	州議会	2011	2011	
08.11.4	カリフォルニア	住民投票	2015	2015	2015
08.5.14	コロラド	州議会	2018	2012	
07.6.28	オレゴン	州議会	2012		
06.11.7	アリゾナ	住民投票	2012	2012	
02.11.5	フロリダ	住民投票	2008		
EU（各規制の対象は米国より広範）			(2003) 2013	(1998) 2006	(2003) 2012

資料　各条文より作成
（注）　アリゾナとEU（仔牛）は実施年の12月31日、フロリダは11月5日、それ以外は1月1日より実施。EUの括弧内は当該設備の新設・再建禁止。

HSUSは、さらに複数の州で同様の法律を成立させようと運動を進めている。マサチューセッツ州では、09年１月に下院で３畜種すべて（カリフォルニア州と同様）を含む法案が導入された。オハイオ州ではHSUSが農業団体に対して、コロラド州と同様にHSUSの要望を反映した法律を作るよう求め、できない場合は住民投票を実施すると圧力をかけた。それに対して州議会は先手を打って動物福祉に関する権限を有する家畜飼養基準委員会（動物愛護団体の発言力は限られている）の設立を提案し、09年11月に州憲法改正の住民投票を実施する予定である。

３　豪州：羊の臀部処置廃止

PETA（動物の倫理的扱いを求める人々の会、People for the Ethical Treatment of Animals）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

は1980年に設立された。本拠地は米国であるが、欧州やアジアにも支部がある。会員・支持者は２百万人以上、08年の歳入額は3,400万ドル（うち９割は寄付）である。その原則は、動物を人間の食用、衣料、実験、娯楽に使うことの否定である。有名人を標的としたキャンペーンや潜入撮影、裸でのデモなどの派手な活動で知られる。

豪州は羊毛のほとんどを輸出する主要な輸出国（世界シェア４割）である。従来、蛆虫の害を防ぐため羊の臀部の皮を切除する処置「ミュールジング」が一般的に行われてきた。

PETAは、この処置が残酷であるとしてその廃止を求める国際的な不買運動を展開している。04年以来、欧米の国際的な大手衣料品小売業者を標的に不買運動の圧力をかけ、豪州産羊毛を使わない約束を取り付けた。参加業者の数は次第に増えていった。

それに対して、豪州の羊毛業界は04年11月に2010年までのミュールジング廃止を約束する一方、PETAに対する訴訟を起こした。07年６月には両者の合意が成立し、訴訟の取り下げと引き換えにPETAは特定業者に対する不買運動を一時停止した。

しかし、PETAは豪州羊毛業界が約束を守っていないと主張し、08年２月から新たな不買運動が始まった。３月には動物福祉に関する関心の高いスウェーデンでテレビのドキュメンタリー番組が放映され、その中でスウェーデン農相がミュールジングを非難した。こうした動きを受けてスウェーデンでは19社、欧州では約60社が豪州産羊毛の取扱いを再考（08年３月７日付ABC Rural）する事態となり、スウェーデンと豪州の間で外交問題化した。不買運動にはファッション衣料や大手スポーツ用品メーカーが加わっていった。09年には欧州へ製品を輸出する中国企業からも非ミュールジング羊毛の需要が高まり、ミュールジング廃止の要請がなされた。

豪州側は対応を急いでいる。08年８月から分別競売を導入したほか、非ミュールジングの仔羊は09年に54％に達した（08年は32％）。ただし、当面の有力な代替措置であるクリップの使用はPETAに反対されている。長期的には臀部の皺を減らす羊の品種改良が解決策になる見込みである。

その後、09年７月に羊毛業界団体AWIは代替技術開発の遅れを理由として2010年までの廃止を撤回し、期限を定めずに技術開発の進展に沿って廃止していく新方針を発表した。すでに一部の衣料品メーカーは懸念を表明しており、混乱が予想される。

４　おわりに

動物愛護団体は法改正や大口需要者への働きかけによって大きな影響力を行使できる。本稿ではやや極端とも思える象徴的な事例を取り上げたが、より一般的に欧米では動物福祉への対応が重要になっている。

動物福祉の世界的な動きとしては国際動物衛生機関（OIE）が国際指針を作成中であり、また日本でも（社）畜産技術協会が飼養指針を作成中である。日本の畜産にも次第に動物福祉の影響が強まっていくであろう。

（ひらさわ　あきひこ）

（注１）EUではいずれもより広範な規制が導入されており、ドイツ、スイス、スウェーデン、オーストリアではバタリーケージ養鶏が禁止されている。

（注２）1990年から2008年の間に、HSUS（ないしその関連団体）は動物愛護にかかわる州の住民投票を39回実現し、うち28回を制している。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

雇用悪化の底入れはまだ先

調査第二部長　渡部喜智

1　景気は底入れしたのだろうが・・・

鉱工業生産に代表される底入れ指標が散見されるようになり、政府は今年６月の「月例経済報告」の基調判断で、「悪化」の文言を６ヵ月ぶりに取り、事実上の「景気底入れ」宣言を行った。また、「倒産件数」（東京商工リサーチ調べ：負債総額1000万円以上）も、４～６月期の前年増加率が一けたに鈍化してきた。

以上のような動きのなかで、派遣社員・パート社員などの非正規雇用者の雇い止めや倒産企業からの失業者の流出が止まり、雇用状況が好転することが期待されている。しかし状況は依然厳しい。現状の厳しさを掘り下げるとともに、先行きを考えたい。

2　90年代後半から雇用悪化は深刻化

不況（景気後退）期に、雇用環境の悪化は付き物という感じを受けるかもしれない。しかし、1960年以降の高度成長時代からバブル崩壊後の時期までは、不況期に農林業を含む自営業従事者が大幅減少する一方、仕事を求める労働力人口が増加する中で、失業率（＝失業者÷労働力人口）が上昇することはあったが、雇用者数が減少することは基本的に見られなかったのである(注)。

高い成長見通しのもとで企業の雇用意欲は現在に比べれば格段に強く、自営業からの就労シフトを含め失業者が吸収されていた。賃金や職種、就業場所などのハードルをよほど高くしなければ、職にあり付ける状況があったわけだ。

しかし、90年代以降、このような状況が一変した（第１図）。不況の進行とともに、雇用者が減少するようになったのである。

上述の雇用環境の変化の背景には、日本経済の成長力が低下し労働生産性の押上げ力が弱まる一方、円高環境下、グローバル競争の激化により海外への生産移転と輸入代替（輸入拡大）が進行したことがあげられよう。このような中で、企業は収益力を高め株主価値を向上させるため、国内の拠点再編を行いながら、国内雇用のリストラを本格化した。また、労働者派遣法制の改正（対象職種の範囲拡大など）に伴い非正規雇用が拡大したが、解雇規制が比較的弱い非正規雇用が不況期には「過剰」となった雇用部分の整理・縮小の対象となり、人件費の流動化の手段として使われた面も大きいだろう。

不況期の雇用者の減少は前々回、前回ともに景気の山から最大1.5%程度という落ち込みを示した。今回はすでに２%に迫っているが、先行きの雇用者減少の底は見えていない。企業が雇用拡大に転じるのは、利益の増益基調が明らかになるなど、先行き時間を要すると

第1図　90年代後半以降における「景気の山」からの雇用者推移（前年比）

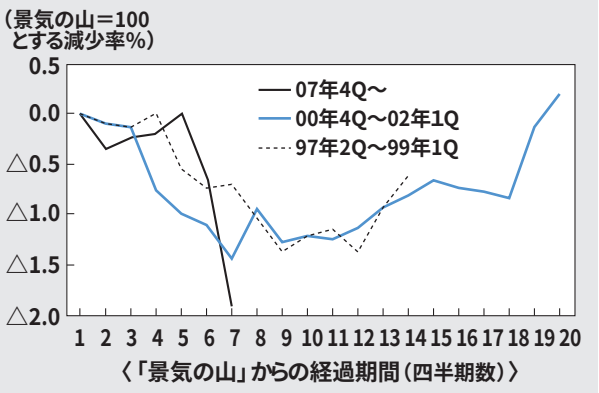

資料　日経Needs FQ（総務省）データより作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2図　最近の雇用悪化（企業内の過剰雇用）

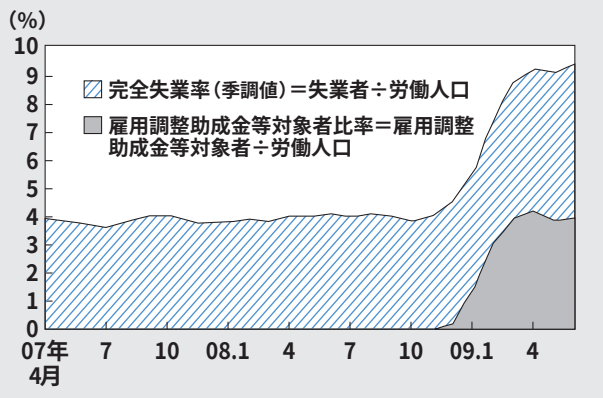

資料　日経Needs FQ（総務省），厚労省データより作成

見るべきだろう。

3　企業内の過剰雇用の大きさ

景気の底入れにより、雇用者減少に歯止めがかかることが期待されているが、雇用の内情は厳しい。

顕在化している失業者（季節調整値）は、今年６月時点で356万人、失業率は5.4％となっているが、政府からの「雇用調整助成金」等の受給者が今年６月末で238万人を数えることは、雇用の実情を映す。これは、生産や売上の減少により生じている過剰雇用とも言えるものだ。

前述の失業者に雇用調整助成金の受給者を加えた合計者数の労働力人口に占める比率は、９％台半ばという高さとなる（第２図）。この水準は、米国と並ぶ高さだ。

助成金の受給条件が緩和されるとともに、助成金の一日当たり支給額が引き上げられたこともあるが、この制度によって人員整理等の動きが押しとどめられたはずであり、この制度が無かったならば顕在化していた失業は少なくないだろう。

日銀の企業短期経済観測調査の「雇用人員DI」で示される雇用過剰感は、製造業・非製造業ともに極めて高い。全規模合計の雇用判断DIはIT不況時を上回りリストラが本格化する前の90年代末に迫る。このため、景気回復ペースが緩慢であれば、企業内の過剰雇用の整理が始まり、失業率が一段上昇するリスクは残ると思われる。

4　派遣労働の見直しだけでは十分でない

二重派遣などの法的違反行為は、派遣元の雇用主としての責任や中間業者による賃金「中抜き」などの問題を提起した。派遣会社の業務を適正化することが大事であることは論を俟（ま）たない。また、総選挙の政権公約において各党が労働者派遣の改善を打ち出していることも当然のことだろう。ただし、現在の雇用悪化の問題が、労働者派遣の見直しにより片付くほど生易しいものでもないことは多くの人々が理解しているはずだ。

非正規雇用を調整しやすい労働力という面から安易に考え利用したことは反省しなければならないが、派遣社員の利用が過度に制限され、雇い止め等の条件が厳しくなれば、それに対する企業側の「反作用」も想定される。すなわち、余裕人員を絞り、これまで以上に正規雇用を含む従業員数を全体的に抑制する行動を取るかもしれない。結果として、雇用の入り口を狭めることが懸念される。企業行動を良く考えた規制対応が必要だろう。

より重要なことは、自らの意欲・意向に反し非正規雇用となっている人々に生活支援をしながら職業訓練の機会・内容を拡充することや、農業などの自営を含め就業機会を増やすべく、経済活動を活発化させる経済成長・活性化策を多面・多角的に実施することだ。ミクロとマクロの両面の対策を並行的に進めることが求められている。

（わたなべ　のぶとも）

（注）1960年以降で雇用者の前年比減少が見られたのは、第一次石油危機後の74年第３四半期と75年第２四半期のみ。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

10年を経過したPFI事業とJA

主任研究員　荒木謙一

1　拡大したPFI市場

今からおよそ10年前の1999年９月24日、「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律」（通称：PFI法）が施行された。PFIとは、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略称である。PFIの趣旨は、「従来、政府等の公共部門が果たしてきた公共施設等の整備を、民間の資本・能力・ノウハウを活用し効率的に行うことによって、財政負担の軽減や良質な社会資本の整備を図ろうとするもの(注)」である。

この10年間、PFI事業数は年々増加し、08年度末時点で実施方針を公表済みのPFI事業の数は339事業、事業費は約３兆円に達した（第１図）。一方で、PFI事業として施設を建設したものの、運営開始後２年半ほどで事業中断を余儀なくされるケースも発生するなど、計画策定や運営管理の巧拙から事業の命運が分かれる状況ともなってきている。

また昨年来の世界的な金融危機と景気後退は公的部門のPFI事業計画にも影響を与えており、いったん公表された実施方針が取り消されるケースも出てきている。かかる状況を踏まえて、JAがPFI事業に関係することの意義などを含め考えてみることとする。

第１図　PFIの事業数と事業費

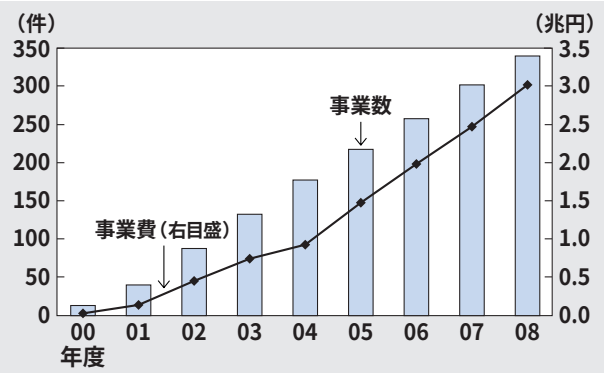

資料　内閣府「平成20年度PFIアニュアルレポート」

2　PFIの資金調達

PFI事業を落札した企業グループは、事業のための必要資金を自ら調達しなければならない。このため企業グループが出資してPFI事業の実施主体となる特別目的会社（SPC）を設立し、PFI事業から生じるSPCの将来のキャッシュ・インフローを見合いとして融資をおこなうプロジェクト・ファイナンスの手法がしばしば採用される。その際に金融機関が融資団を組成してシンジケート・ローンの形態を取ることが多いが、事業規模が小さい場合は単独の金融機関による融資となることもあり、また制度資金や補助金が活用されることもある。

たとえば、学校給食センターおよび学校給食室の整備のために実施されたPFI事業での資金調達事例について調べたところ、地方銀行が主幹事（アレンジャー）や貸付事務代理人（エージェント）となって組成したシンジケート・ローンによるケースが多く見られた。融資団に参加する金融機関としては、地方銀行、都市銀行のほか信用金庫による参加も多く、JAの参加も初期の１事例で見られた。

より大規模なPFI事業では、大手銀行が主幹事となるケースが多くなる。一部の大手銀行が圧倒的なノウハウを保有するPFI融資の

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

分野では、それらの銀行がアトバイザリーを務める地方自治体の案件でも、紹介を受けた地元の地方銀行が融資団の主幹事となるケースが散見される。

また、金融機関間の案件獲得競争が激化した結果、PFI融資にかかる利ざやも縮小し、融資団に参加するだけではメリットが得にくくなりつつあるのも事実である。そのため地方銀行の中では、PFI融資に対する姿勢が積極的な銀行とそうでない銀行に、二分されつつあるようだ。

3　JAとPFI事業

JAなどの系統組織が企業グループの一員としてPFI事業に入札する事例も、数こそ少ないもののこれまでにいくつかの案件で試みられてきた。しかし総じて言えばJAによるPFIへの取組みは、PFI市場全体がこの10年間に見せたほどの広がりを持たずに現在に至っている。

JAがPFI事業に企業グループの一員として入札する動機は、地元農産物の納入などを通じて、経済事業としてのメリットを得る目的が中心になると考えられる。しかしながら、PFI事業では施設の設計・建設から事業の運営・維持管理までをトータルでプランニングして提案する総合力が企業グループに求められ、単なる価格競争入札ではなく、様々な評価尺度による総合評価で落札グループが決まる。PFI事業に精通した企業と組み、効率性と実現可能性を兼ね備えた計画を持って臨まない限り、落札することは難しい。

一方で、地産地消や食農教育に対する一般的認識の高まりとともに、学校給食センター等に対して地元農産物を納入するJAも増えつつあるようだ。PFIによる学校給食センター整備事業の落札グループにJAが構成員として参加していなくとも、当該センターに対してJAが実際にこうした取組みをおこなっているケースもある。JAのPFI事業への取組みが広がらない背景には、余計なリスクをとらなくても事業上の目的は達成可能という、JA側の事情もあるのかもしれない。

4　JAに期待される役割

事例として多くはないものの、道の駅や体験型大型農業観光施設をPFI事業として整備するケースも近年見られるようになった。こうした施設では、JAが農産物直売所を設けて地元農産物を販売することが可能である。またPFI事業の中には農業集落排水事業のように農村の生活環境整備の観点から進められているものもある。都市近郊丘陵地帯の土地区画整備事業の一環としての里山整備などは、JA法で定められた事業範囲との兼ね合いなどで難しい面もあろうが、農住組合法の「農と住の調和したまちづくり」の理念と通じる点も多々あるだろう。

このように、JAが行政との連携を図りつつ地域貢献をおこなうためのひとつの方法論として、PFI事業への参画を検討する余地がありそうな案件が近年になって増えてきている。JAの強みのひとつは、集落レベルにまで根ざした意思決定・調整の能力である。そのような組織の能力が十分に発揮できるような事業こそ、JAの参画が真に期待される事業といえるだろう。

（あらき　けんいち）

（注）冨澤幸弘、藤森克彦（2001）『知っておきたいPFI法』財務省印刷局

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

タイにおける日系企業の契約農業と農民

タマサート大学政治学部 准教授　シリポン・ワチャワルク
(Siriporn Wajjwalku)

1　議論を呼ぶ契約農業

最近、タイでは契約農業が、政府、企業、農民を含む国民各層で大きな関心を集めています。その評価をめぐっても議論が盛んで、大成功だという人から完全な失敗だという人まで意見は極端に分かれています。

２年前、私は日系企業がタイとベトナムで実施している契約農業について調査する機会がありました。ここでは、私の知見、特にタイにおける日系企業の活動と問題について書いてみたいと思います。

私はタイで契約農業を行い、日本に農産物を輸出している６つの事例について調査を行いました。地域は北部と中央部がそれぞれ２ヶ所、南部と東北部が各１ヶ所です。主な作目は、コメ、枝豆、ベビーコーン、アスパラ、オクラ、マンゴー、バナナであり、各地域で企業、農民、郡・県農業事務所責任者と面談しました。このうち農民は日系企業との契約農業を行っている人たちとそうでない人に分かれます。農民からのヒアリングでは、生産・販売状況、生活水準、また企業と農民の関係等を中心的に質問しました。

2　契約農業の特長とメリット

この現地調査を通じて、多くの興味深い点が浮かび上がってきました。

第一に、調査対象は全て日系企業が関与していますが、ビジネスの仕方は異なっており、少なくとも３タイプあります。すなわち、①日タイで合弁会社を設立するケース、②日タイが提携するケース(生産はタイ側で日系企業が管理と販売を担当)、③貿易関係がメインのケース(タイ側が生産し、日本が顧客として輸入する)です。

こうした違いについて、タイの農民は知らないか、あまり関心をもっていませんが、日系企業との取引については、いずれもうまくいっていると評価しています。

第二に、契約農業における政府の役割は最小限で、あくまで政府が介入すべきでない民間経済活動とみなされていることです。したがって、契約農業で何かトラブルが起きても、農民は契約条件や管理内容について政府から支援を受けることがほとんどできません。一部の農民は、政府がこうした問題にもっと関与すべきだと訴えています。

企業の方は一般に、農民との間で問題が発生しないかぎりは政府の介入を望みません。タイ政府は、最近の「国家経済社会発展計画」にもあるように契約農業の推進を唱えています。しかし、政府当局は企業と農民を結びつける取組みに対してのみ熱心で、農民が求めるような企業に対する政策や規制には積極的ではありません。

第三に、農民は総じて契約農業について、安定的販売と所得改善が図れると満足しています。企業は農産物について高い品質を要求しますが、農民は国内市場に出荷し買い叩かれるよりは、確実により高い所得が得られる契約農業の要求水準に応えようと頑張ります。しかし、地域においてすべての農家が日

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

エダマメの栽培（北部）

バナナの洗浄（南部）

系企業との契約農業に参加できないため、農民の間で不平等が生まれています。

第四に、ポイントとして、販路と所得向上以外にも、農家は企業との取引によって新しい情報や技術を獲得できるメリットがあると感じています。農家は、これにより自らの作物を改良し、結果的に所得を引き上げることができます。しかし、こうした関係は日系企業と契約できる農家に限定されるという問題があり、これについては日系企業、タイ政府双方が懸念しています。

最後の点は、企業にとって契約農業は、求める数量・品質が確保できるため、効率的な農業生産・販売方法といえることです。これにより、農地や水といった希少な天然資源の効率的な利用にもつながります。

3　契約農業の問題点

日系企業と契約農業を行う大半のタイ農民は、農産物の生産・販売について満足しているものの、私にはいくつかの懸念があるように思われます。

第一の問題は、企業は能率が高く意欲があるとみられる農民だけを選別し契約する点が挙げられます。この方法には、少なくとも２つの問題があります。同じ地域にありながら、契約農業に参加できる農民とそうでない農民がいるため、両者の所得格差が広がる問題があります。もうひとつは、企業が資本、知識、管理技術の点で勝っており、生産や販売を決定するため、農民は企業への依存をますます強める懸念があります。一部のNGOは、契約農業では、農民が自立性を失い企業の社員や労働者となり、結果的に両者の利益配分に深刻な不平等が生ずると非難しています。

第二の問題としては、日系企業との契約農業は日本向けの農産物生産を目的にしているため、日本で必要とされる品種、数量、品質のものが生産されるという点です。タイ国内向けのものと日本向けとの間で基準が異なり、いくつかの農産物は貴重な国内の農地と水を利用しているにもかかわらず、タイ国内への供給が不足する可能性があります。

最後の点ですが、私自身は市場システムと政府の介入は少ない方がいいと信じますが、契約農業に関する政府の役割については、企業に対して交渉力が弱い農民を支援するという点で不十分であると思っています。しかし、この点は一層調査と研究を行ったうえで言及すべき難しくセンシティブな問題でもあります。

（訳・文責、主任研究員 室屋有宏）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

産業振興と教育振興の同時実現を目指して

―沖縄県島尻郡南大東村―

研究員　一瀬裕一郎

1　はじめに

本稿では、島で水揚げされる豊富な水産物から加工品を製造して漁業振興を図るとともに、その販売から得られる売上の一部を教育振興に振り向けている沖縄県島尻郡南大東村の取組みを紹介したい。

2　加工品開発で地理的ハンデを克服

南大東村は、沖縄本島から東に約300kmの太平洋上に浮かぶ面積30.57平方kmの南大東島にある。村面積の約６割が耕地であり、そのほぼ全てでサトウキビが栽培されている。まさにサトウキビこそが地域産業の核であり、製糖、ラム酒製造(注1)、および農機販売等の関連産業まで含めれば、村内就業者の８割超がサトウキビ産業に従事している(注2)。

サトウキビの村である南大東村は、周囲に豊かな漁場を抱えた村でもある。島が天然の漁礁となり、マグロやサワラ、イカなど多くの魚が集まってくるのだ。しかし、消費地から遠いことから、これまで恵まれた水産資源を十分に活用できなかった(注3)。水産資源を活用するために、ハード面では2000年から南大東漁港が供用開始されるなど整備が進んでいる。その一方で、ソフト面では鮮度の問題をクリアし、付加価値を付けて村外へ販売できる水産加工品の開発が課題となっていた。

南大東島の海鮮タコライス

そのような折に、南大東村が内閣府の08年度離島活性化総合支援モデル事業に採択された(注4)。その事業を利用して、海鮮タコライスの共同開発が、村をコーディネーターとして、後述のように南大東漁業組合、三高水産、沖縄ハム総合食品、コープおきなわによって開始された。試行錯誤を重ねて開発された海鮮タコライスは、村内の子どもたちによる試食を経て、09年４月８日に発売された。

海鮮タコライスの製造・流通過程は以下の通りである。南大東漁業組合が漁業者から買い取った魚を、三高水産がミンチに加工した後、沖縄ハム総合食品が最終製品を製造し、コープおきなわが販売するという流れである。

南大東村の仲田村長は、「村の産業はサトウキビが主体だが、南大東漁港が完成したこともあり、今回の海鮮タコライス開発など、今後は漁業振興にも一層力を注いでいく。同時に特産品を通じ観光振興も図りたい。」と話す。

3　本が欲しい―子どもの思いに応える

南大東村は、教育立村―人材をもって資源となす―という村是を掲げる。この村是を地で行くかのように、村の子どもたちは知的好奇心が旺盛である。例えば、地域づくりのNPO法人南大東Dongosabowsにおいて、子どもたちが来村した自然科学系の研究者らと交流を深めている。子どもたちはNPOの「子どもスタッフ」(注5)として、研究者に村内を案内す

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

島唄を披露する子どもたち

るなどして、郷里の自然環境への理解を深めている。04年には沖縄大学地域研究所主催のジュニア研究支援に参加し、自分たちの調査結果を、大学の教室で一般の人々に対して発表した。そのような機会を通じて、子どもたちは地域への愛着を一層強くしている。

また、子どもたちは村の自然環境だけでなく、文化にも関心を持っている。村には八丈太鼓を源流とする大東太鼓や、琉球文化の流れをくむ島唄など多彩な郷土芸能がある。子どもたちは、日頃練習を積んだこれらの郷土芸能を、祭りやイベントで披露している。

このように知的好奇心に溢れた子どもたちは、当然ながら無類の本好きである。それゆえ、村の子どもたちの国語能力は、沖縄県の市町村の中でも極めて高いという。しかし、残念なことに、村には書店が１軒もない。子どもたちが本を買えるのは、沖縄本島を訪れた時か、沖縄本島の書店が出張販売に来村した時に限られる。このような本を買える数少ない機会に備えて、子どもたちは普段から図書券を貯めているという。

本が欲しい―子どもたちの思いに、海鮮タコライスの販売を通じて応えられないか。そこで考え出されたのが、村の要請に応え、１袋の販売につき２円を図書購入費として寄贈することだった。海鮮タコライスは発売以来25,000袋を販売した。それを一区切りとして、09年７月25日に、コープおきなわ牧港店で催された南大東島謝恩フェアで、図書購入費の寄贈セレモニーがにぎにぎしく執り行われた。

図書購入費を寄贈したコープおきなわの大城副理事長は、「現代っ子である村の子どもたちがゲームではなく、本を欲していることに感動した。今回寄贈した金額はわずかだが、小さな成功でも取組みの継続につながる大切な第一歩だ。海鮮タコライスは、漁獲量の増加を通じて、村の漁業振興に寄与するだろう。地域にその活性化に本気で取り組む人材がいれば、このような地域に貢献できる取組みに対して協力を惜しまない」と話した。

４　おわりに

南大東村の海鮮タコライスの開発・販売は、短期的には漁業振興を通じて村の経済を活性化させるが、効果はそれだけにとどまらない。図書購入費の寄贈を通じて、長期的には村の将来を担う人材の育成にも大いに寄与するだろう。

＜参考文献＞

・東和明『南大東島　これからの100年―どんごさぼーずの挑戦』(2008)　沖縄大学地域研究所ブックレット６(叢書第14巻)
・中井精一・東和明・ダニエル･ロング(2009)『南大東島の人と自然』、南方新社
・南大東島役場産業課(2009)「さとうきびは島を守り島は国を守る」
・南大東村「村勢要覧」(2004)

（いちのせ　ゆういちろう）

（注１）沖縄電力と南大東村などが出資・設立した（株）グレイスラムが、ラム酒を製造・販売している。詳しくは『週刊東洋経済』2004年９月４日号参照。
（注２）南大東島役場産業課によると、就業者942人のうち786人がサトウキビ産業に従事。
（注３）漁業組合では漁獲量を需要量に合せるために、「生産調整」と称して、漁業者から買取る量を制限している。詳しくは中井他（2009）を参照。
（注４）タコライスは、タコスの具である挽肉等を米飯に載せた沖縄料理だが、海鮮タコライスでは挽肉に代わり魚肉のミンチを用いる。なお、海鮮タコライスはネット通販でも購入できる。
（注５）子どもスタッフの詳しい活動は東（2008）を参照。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

新しい「結」を目指して

──滋賀県甲賀市(有)共同ファームの取組み──

研究員　小針美和

1　(有)共同ファームの紹介

農業法人(有)共同ファームは1998年に設立された。

同社のある滋賀県甲賀市(旧水口町)は滋賀県南部の中央に位置する水田地帯である。水口地域では、古くから集落ごとのブロックローテーションによる麦・大豆の集団栽培が行われている。また、1970年代後半には農業機械銀行が設立され、規模の大きな経営体への作業委託も比較的進んでいたが、転作作物への取組みは必ずしも積極的とはいえない状況にあった。しかし、90年代に入ると、生産調整面積の増加、米価の下落、農業従事者の高齢化等によりこれまでのやり方では営農の存続が危ぶまれる集落も現れはじめ、地域営農、特に麦・大豆生産のあり方を見直す必要に迫られていた。

そのようなもとで、社長の今井敏氏が中心となり、先代の農業機械銀行の取組みをベースとしながらも、これまでの転作のあり方を見直し、新技術を取り入れること等を通じた新たな「結」の発想による農業経営を目指して、地域の転作を集団的に請け負う若手農業者集団「(有)共同ファーム」が立ち上げられた。

同社のメンバーは現在12名、平均年齢は36歳で、それぞれ水稲を中心に野菜、イチゴ等を栽培し、独自の農業経営を行っている。メンバーは個人で同社に出資を行うとともに、自らの経営体の生産調整に係る転作を同社に委託する。これに地域からの請負分を合わせ、メンバーが中心となって転作に係る作業を行っている。

同社発足当初の経営面積は48haであったが、その後年々増加し、現在では経営受託が小麦96ha、大豆96ha、水稲９ha、作業請負が大豆収穫150ha、小麦収穫120haとなっているほか、無人ヘリによる病害虫防除の作業面積も近隣諸県を含めて延べ900haに及んでいる。近年は、請負面積の拡大もさることながら、栽培技術の向上により注力している。プラウ、サブソイラ等の専用機械を用いた圃場の排水機能の向上等、集団で作業を行えるメリットを活かした、個別経営では導入が難しい高度な技術を実践・活用している。

2　徹底した時間管理・作業効率の追求

同社の特徴のひとつは、徹底した時間管理と作業効率の追求にある。小麦を例にとると、同社では200haを超える収穫面積を約10日間で集中的にこなしてしまう。これを可能とするため、過去の稼働時間のデータや生育状況等をもとにした綿密な計画を策定することにはじまり、打合せにおける工程確認の徹底、細かなところではアタッチメントの付替作業のロス低減に至るまで、無駄を徹底して減らす努力をしている。さらに、若い力を結集させての作業となるため、彼らがこなす物理的な仕事量・スピードにも目を見張るものがあり、大型機械・装置に使われるのではなく、まさに“使いこなす”経営ができている。これらの努力の結果、同社の小麦栽培にかかる労働作業時間は10ａあたり3.3時間と、県平均(10ａあたり8.4時間)と比較して1/2以上の低減

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

小麦の収穫作業の様子

に成功している。

また、メンバー同士は、会社結成以前からの友人であり、余暇には共通の趣味を楽しむ“仲間”でもある。しかし、仕事の上では、その関係を馴れ合いとするのではなく、むしろ、お互いが切磋琢磨しながら“あ・うんの呼吸”で作業を進めることで効率化がさらに促され、同社、そしてメンバーそれぞれの経営の向上にもつながっている。

3　地域の関係者・関係機関との協力体制

このような作業の効率化は、メンバーの努力、チームワークもさることながら、彼らをとりまく地域の人々・組織との協力体制のもとで成立しているといえる。

まず、作業の効率化には、圃場が面的に集積されていることが重要であり、そのためには集落の農業者・地権者の合意形成が不可欠となる。また、麦・大豆等の経営・作業を委託する集落は、委託内容、圃場条件等を加味して管理料、もしくは作業料を同社に支払うが、その交渉の際にはJAが同社と各集落との仲介役となっている。JAが間に入ることで集落との調整が円滑に進みやすくなり、同社の事務負担も軽減されることで、メンバーは経営・技術の向上に集中することができる。

さらに、収穫期間中、作業に用いられる十数台のコンバインはまさにフル稼働の状態であるが、これもバックアップ体制が整えられているからこそ可能となっている。作業班は使用している機械のメーカーごとに分けられており、それぞれの班にメーカーの修理担当者が圃場に常駐しているため、故障が起きてもその場ですぐに対応できる。また、給油も速やかに行えるようにJAの給油車がスタンバイしている。

収穫圃場には補助者が待機し、収穫物は随時カントリーエレベータ（CE）に運ばれていく。近年では、同社の作業スピードの向上がより早く進み、CEの処理スピードが追いつかないという新たな課題も生じてきている。

4　おわりに

徹底した時間管理・作業効率の追求により大幅なコスト低減を実現している同社の転作請負の仕組みは、先代から続く集団転作、農業機械銀行の取組みを継承しつつも、それだけにとどまらずメンバーが知恵を絞り、試行錯誤を繰り返すなかで構築された新たな地域水田農業のスタイルといえる。そして、その原動力には“共同ファームの経営発展を通じて、地域、農業に貢献し、次世代につなげていきたい”というメンバーの思いがある。

このような仕組みをひとつの形として完成させていくことは、一朝一夕でできるものではない。しかし、集落ごとの農地利用調整、関係機関との協力体制の構築といったこの仕組みを構成する個々の要素には、どの地域にも共通する、今後の水田農業のあり方を考えるうえで学ぶべき重要なヒントが多く含まれている。

（こばり　みわ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林金融2009年８月号

現場にみる米政策改革の動向

(小針美和)

米政策改革下における主食用米の需給調整は平成19年産より「農業者・農業者団体の主体的な需給システム」に移行した。その主な支援策である「産地づくり対策」の取組状況からは、地域の創意工夫を活かし実態に応じた助成体系を組むことで、地域の農業構造を変えつつ需給調整への対応を図ろうとする動きがみられる。

07年秋以降、生産調整の拡大には新たな助成が設けられているが、個々の施策がその時々の対応として講じられているためコメ政策の仕組みがさらに複雑となっている。その結果、政策のシグナルが農業者に伝わりにくく、推進担当者の負担増ともなっている。地域の貴重な人的資源を前向きに活かすためにも、シグナルが明瞭で無駄のない政策と、それを実現しうる政策決定がのぞまれる。

台湾の米生産調整の経過と実情

(蔦谷栄一)

米生産調整問題はわが国だけではなく北東アジア共通の大問題である。台湾は国民一人当たり米消費量が47.5kgまで低下し、米生産調整は50%にも達している。食料自給率(カロリーベース)は30.6%の低水準にあるとともに、荒廃した水田も多く、景観悪化は著しい。

生産調整は1984年に開始され、90年代中ごろまでは転作が主であったが、90年代後半から休耕のウェイトが高まり、WTO加盟以降はほとんどが休耕とされてきた。

08年３月の総統選挙で勝利した馬英九政権は、食料自給逼迫を背景に、抑制的農業政策を借地による規模拡大と多様な農産物の増産へと転換した。農地の流動加速化促進に不安を持つ生産者も多く、今後の動向を注視していく必要がある。

農林金融2009年９月号

家計金融資産の動向と展望

(南　武志、田口さつき)

約1,400兆円にのぼるわが国の家計の金融資産は、預貯金といった安全性の高い資産が５～６割を占める。先行き、少子高齢化の進行など、家計を取り巻く社会・経済環境の変化が、家計の金融資産の保有構造にも及ぶ可能性がある。本稿では、家計金融資産のかなりの部分を占める高齢者世帯の資産選択行動を踏まえ、家計の金融資産を展望した。これによると、2020年までを見通した場合、１%台半ばの名目成長率などの標準的な前提の下では、家計貯蓄率は低水準ながらもプラスを維持すると想定され、家計部門全体では1,665兆円まで蓄積が進む。しかし、高齢者世帯が特にリスク性資産への志向を強めなければ、「高齢化」という人口要因が家計の金融資産の保有構造へ与える影響はそれほど大きくないことがわかった。

米国クレジットユニオンと預金保険制度

(古江晋也)

「市場中心の金融システム」との印象が強い米国にもクレジットユニオンという協同組織金融機関がある。クレジットユニオンは連邦免許と州免許の二元的免許および監督制度が採用され、連邦レベルでは全米クレジットユニオン管理庁が担当している。一方、米国住宅ローンの延滞増加と住宅価格の下落に端を発した米国発の金融危機は、クレジットユニオン業界にも大きな影響を与えている。本稿では全米クレジットユニオン管理庁とその預金保険業務を担当している全米クレジットユニオン預金保険基金の仕組みについて概観するとともに、金融危機がクレジットユニオン・システムにどのような影響を与えているのかについても分析を行った。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林金融2009年８月号

変貌するコメの国際市場

(室屋有宏)

コメの国際市場は90年代以降、タイ、ベトナムが世界の２大輸出国となり貿易量は大きく拡大した。タイの輸出では、パーボイルド米（蒸し米）がアフリカ、中東向けに増大した。

タイのコメ生産・輸出は、恵まれた農地条件、農民の低賃金水準、民間中心の取引といった要因に支えられてきた。しかし、近年、実質的な価格支持である「籾担保融資制度」が市場実勢を上回る形で大規模に導入され、タイのコメ流通・輸出メカニズムは変質し、競争力が減退している。

担保融資制度の背景には、経済条件が改善されない農民の不満と不透明な政治状況がある。コメの最大輸出国タイの変化もあり、90年代以降「安価で安定的」にみえた国際市場は、今後転機を迎える可能性が強まっている。

金融市場

2009年９月号

情勢判断

1　プラス成長に転換したが、下期には減速懸念も
　～現行の金融政策は当面の間据え置く公算～
2　底入れするもインフレ・リスク低く利上げは先

経済見通し

2009～10年度改訂経済見通し

今月の焦点

1　地方銀行におけるポイント制の現状
2　大型店の新規出店届出数の動向
3　今夏の個人消費と天候要因

連載

1　内部統制のいま＜第５回＞
2　経済統計の基礎知識＜第５回＞

農林金融2009年９月号

自己資本比率規制における規制基準についての一考察

(矢島　格)

わが国の自己資本比率規制は、海外拠点の有無により国際統一基準と国内基準の２本立ての枠組みとなっている。

本稿では、この２本立ての枠組みについて、改めて評価し直すことを試みた。

具体的には、地銀を対象にして、金融規制としての包括性の観点からこの枠組みを検証した。

検証結果は、海外拠点の有無によって規制基準を分ける意味が薄れている可能性および本来ならば国際統一基準が適用されても良い国内基準行が存在する可能性などが指摘できるものであった。

自己資本比率規制に関する多くの改善案などが提唱されているなか、国際統一基準と国内基準が並存する枠組みも見直す必要性があると言えよう。

資金決済分野への事業会社の進出と金融機関の対応

(鈴木　博)

資金決済は、実体経済の円滑な運営に欠かすことのできないものである。資金決済の分野では、これまで銀行等金融機関が中心的な役割を果たしてきた。しかし、コンビニによる料金収納代行サービスや大手宅配業者による代金引換サービスの取扱い増加、JRなどの交通機関や大手小売業者などが発行するICカード型電子マネーや、インターネット取引等において使われるサーバ管理型電子マネーによる決済の増加など、資金決済分野における事業会社の進出が目立っている。こうした状況を背景に、09年６月に資金決済法が制定された。

本稿では、事業会社の資金決済分野への進出状況を分析しつつ、資金決済法の内容や、この分野での銀行等金融機関の対応方向について考察した。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農商工連携事業とJA氷見市の役割

JA氷見市 総合企画部長　田上政輝

平成20年、農林水産省と経済産業省が両省の垣根を越え、農林漁業者と商工業者などがお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組む創意工夫を発揮した「農商工連携事業」が全国各地で始まり、JA氷見市の「ハトムギ事業」がその第一号案件として採択されました。

氷見市でのハトムギの栽培は昭和60年代から一部の中山間地で高齢者の生産農家が米の転作作物として細々と栽培していましたが、転機となったのはJA氷見市が約３年前に「ペットボトル茶」を発売したことでした。食味や風味の良さはもちろんのこと、市場価格を大きく上回るハトムギの買い付けによる生産農家の利益を十分確保できる施策や１本の販売につき５円を氷見市に寄付したこともあり、氷見市内での収穫高は平成20年には全国生産量の約10％強にも達する拡大を見せ、「はとむぎペットボトル茶」は平成18年には13万本、平成19年は55万本、そして昨年は150万本の売上に急拡大をしました。

さらに、こうしたハトムギを他主要産地との差別化を図るため「産学官」の連携が必要と判断し、１年半程前から金沢大学医学部・薬学部、富山大学等との共同研究を始めました。ハトムギは中国では古来より漢方薬として、日本においても美肌のお供として様々な分野で利用されていますが、これを医学的・薬学的な証明、啓蒙活動そして高機能商品の共同開発という業務提携をする一方で、全国ベースで学術的な研究や関係者間の交流を目的とした「ハトムギ臨床応用研究会」を立ち上げました。そしてこの様な「学」との連携の成果として昨秋、農商工連携事業「はとむぎ茶ゴールド（仮称）の開発」が全国第一号案件として、さらにハトムギ焙煎茶事業が「地域ブランド化支援事業」として経済産業省や農林水産省に認定され、我々のハトムギ事業が名実ともに「産学官の事業」になりました。

JA氷見市の川上組合長は「今、農への回帰が叫ばれている。しかし簡単にはその風を掴むことはできない。地域の活性化のため、農業だけでは解決しない。行政、商工、観光、漁業等「オール氷見」の連携が必要だ。氷見市が元気の出る行動をまずJA氷見市がしよう。」前述の氷見市への寄付やハトムギの高い買い付け、JA職員に地元でのみ使用可能な飲食券の発行など、最近ではハトムギ関連の視察や情報収集に全国各地から行政、JA関係者、報道関係者がJA氷見市を訪ねてくれますが、その受け入れ条件は「氷見市内で食事をするか宿泊をするか」です。

JAとして「農家の繁栄」を基本経営方針にすることは当然ですが、こうした「地元の繁栄」に結びつく取組こそが今のJA氷見市の役割であり、これこそが「農商工連携事業」の成功につながる第一歩と確信している所であります。

（たがみ　まさき）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農中総研 調査と情報 | 2009年9月号 (第14号)

編集・発行　**農林中金総合研究所**
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12
Tel.03-3233-7775　Fax.03-3233-7795
URL：http://www.nochuri.co.jp
E-mail：yasuda@nochuri.co.jp